

●香川県選挙管理委員会告示第56号

令和8年8月30日執行予定の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）に係る選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により次のとおり定める。

令和8年8月13日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙時登録の基準日 令和8年8月20日